

3月定例教育委員会会議 議事録

令和3年3月25日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

西川俊孝教育長
安達友基子委員
和田光代委員

谷口学教育長職務代理者
福田知弘委員

欠席委員

飴野仁子委員

出席説明員

山下栄治学校教育部長
大江慶博教育監
中西多恵子学校教育部次長学校教育室長兼務
植村誠教育政策室長
草場敦子教育センター所長
北澤直子保育幼稚園室長
市川泉教育政策室参事
木谷美香学校教育室参事・指導主事
金崎栄一教職員課長
長八七代中央図書館長
小林貴美子保育幼稚園室参事
大江健規教職員課長代理
大平香代中央図書館主幹
宮脇淳まなびの支援課主査

木戸誠地域教育部長
堀哲郎学校教育部次長教育総務室長兼務
道場久明地域教育部次長放課後子ども育成課長事務取扱
橋本健一保健給食室長
前田隆男青少年室長
田中満明教育総務室参事
薬師川晃学校教育室参事
中井建志学校教育室参事・指導主事
久野栄二まなびの支援課長
市場千嘉子青少年室参事青少年活動サポートプラザ所長兼務
湊崎雄作保育幼稚園室参事
曾谷俊弘まなびの支援課長代理
梶原文千里山・佐井寺図書館長

記録者

上田祥代教育政策室主幹

3月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

西川俊孝教育長

ただ今から3月定例教育委員会会議を開催いたします。

飴野委員は、欠席されます。

署名委員に和田委員を指名いたします。

記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。

本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

市川泉教育政策室参事

本日の傍聴席の設置可能数は5席でございます。現在の傍聴希望者数は5名でございます。

西川俊孝教育長

それでは、本日の傍聴は5名まで許可したいと思います、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は5名まで許可します。

西川俊孝教育長

本日の議案第10号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会委員の委嘱について」は、公開することにより公正な調査を妨げる恐れのある事項について審議するものですので、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第10号を秘密会とします。傍聴は許可いたしません。

— 秘密会 —

西川俊孝教育長

ここで、秘密会を解きます。

西川俊孝教育長

傍聴者の入室を許可します。

— 傍聴者入場 —

西川俊孝教育長

それでは、日程第2 報告第4号「令和3年2月吹田市議会定例会提案の令和2年度補正予算案について」及び日程第3 報告第5号「令和3年2月吹田市議会定例会提案の令和3年度補正予算案について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第2 報告第4号「令和3年2月吹田市議会定例会提案の令和2年度補正予算案について」及び日程第3 報告第5号「令和3年2月吹田市議会定例会提案の令和3年度補正予算案について」を一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第4号、令和2年度補正予算案について御説明申し上げます。

本件は、教育事務に関し市長の作成する議会の議案に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、意見を求められたものでございますが、令和2年度吹田市一般会計補正予算第17号として、令和3年2月定例会に議案として提出する必要がございましたので、令和3年2月

22日付けで臨時に代理したものでございます。

内容につきましては、国の学校施設環境改善交付金の内示を受け、令和3年度に計画しておりました工事を前倒して実施するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の9ページをお願いいたします。

まず、歳入補正でございますが、(款)国庫支出金、(項)国庫補助金、(目)教育費国庫補助金につきましては、学校施設環境改善交付金としまして3億8,572万4,000円を増額するものでございます。

次に、(款)市債、(項)市債、(目)教育債につきましては、義務教育施設整備債としまして8億3,600万円を増額するものでございます。

次に、議案書の10ページをお願いします。

歳出補正につきましては、まず、(項)小学校費、(目)小学校改修費で6億7,653万1,000円を、続きまして、(項)中学校費、(目)中学校改修費で5億4,551万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、11ページをお願いします。繰越明許費でございますが、先ほど申し上げました事業につきまして国の予算を活用し、お示しの金額を翌年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

続きまして、報告第5号、令和3年度補正予算案について御説明申し上げます。

本件につきましては、教育事務に関し市長の作成する議会の議案に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、意見を求められたものでございますが、令和3年度吹田市一般会計補正予算第2号として、令和3年2月定例会に議案として提出する必要がありましたので、令和3年3月18日付けで臨時に代理したものでございます。

内容につきましては、GIGAスクールネットワークを進めるにあたり学校の授業に支障をきたさないようヘルプデスク業務を補完したり、また、教職員の業務の支援を行うため、ICTサポーターを配置するものでございます。

議案書の23ページをお願いします。

まず、歳入補正でございますが、(款)国庫支出金、(項)国庫補助金、(目)教育費国庫補助金につきましては、公立学校情報機器整備費補助金としまして868万2,000円を増額するものでございます。

次に、議案書の24ページをお願いします。

歳出補正につきましては、(項)教育総務費、(目)教育センター費で1,736万5,000円を増額するものでございます。

簡単な説明でございますが、報告は以上でございます。

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第4号「令和3年2月吹田市議会定例会提案の令和2年度補正予算案について」及び報告第5号「令和3年2月吹田市議会定例

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

会提案の令和3年度補正予算案について」を承認します。

次に、日程第4 報告第6号「吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（建築工事）請負契約の締結について」から日程第6 報告第8号「吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について」までを一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

曾谷俊弘まなびの支援課長代理

日程第4 報告第6号「吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（建築工事）請負契約の締結について」から日程第6 報告第8号「吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について」まで、一括して御説明申し上げます。

本件は、教育事務に関し市長の作成する議会の議案に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、意見を求められたものでございますが、令和3年2月市議会に議案として提出する必要性がありましたので、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、令和3年3月18日付けで臨時に代理したものでございます。

報告第6号から報告第8号は、吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事につきまして、それぞれ制限付一般競争入札を行い、本年3月3日に開札し、業者が決定いたしましたことから、契約を締結しようとするものでございます。

予算につきましては、令和2年9月市議会定例会におきまして、御可決賜ったものでございます。

議案書29ページを御覧いただきたいと存じます。

工事の概要でございますが、北千里小学校跡地複合施設は、児童センター、地区公民館及び図書館機能を融合した、多世代が交流するコミュニティ醸成機能をもつ複合施設として、鉄筋コンクリート造、一部木造、一部鉄骨造、一部プレストレストコンクリート造、地上2階、地下1階、延床面積約3,070㎡を整備するものでございます。

まず、報告第6号、吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（建築工事）請負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

工事内容は、複合施設新築工事、昇降機設備工事、外構工事等を実施しようとするものでございます。

請負金額は12億5,133万6,900円、請負者は、大鉄・ビック特定建設工事共同企業体でございます。

議案書31ページから44ページに、工事概要、請負者の営業の沿革、工事経歴書、財務諸表、図面などをお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、報告第7号、吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（電気設備工事）請負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

議案書47ページを御覧いただきたいと存じます。

工事内容は、電灯設備工事、動力設備工事、受変電設備工事、発電設備工

事及び構内情報通信網設備工事等でございます。

請負金額は2億9,111万5,000円、請負者は、中央・栄特定建設工事共同企業体でございます。

議案書49ページから56ページに、工事概要、請負者の営業の沿革、工事経歴書、財務諸表などをお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、報告第8号、吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（機械設備工事）請負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

議案書59ページを御覧いただきたいと存じます。

工事内容は、衛生器具設備工事、給水設備工事、排水通気設備工事、給湯設備工事及び消火設備工事等でございます。

請負金額は3億513万4,500円、請負者は、鳳・大設特定建設工事共同企業体でございます。

議案書61ページから68ページに、工事概要、請負者の営業の沿革、工事経歴書、財務諸表などをお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上3件の工事場所は、吹田市古江台3丁目119番5の一部、119番149の一部でございます。

工期につきましては、令和3年2月市議会議決後から令和4年7月29日までを予定しております。

以上、簡単な説明でございますが、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第6号「吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（建築工事）請負契約の締結について」から報告第8号「吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について」を承認します。

次に、日程第7 議案第11号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第7 議案第11号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の71ページをお願いします。

まず、市長事務部局出向の8名につきましては、令和3年3月31日付けで市長事務部局へ出向発令をするものでございます。なお、当該職員につきましては出向発令後、市長事務部局におきまして、同日付けで退職発令が行われます。

次に、定年退職の6名及び依願退職の5名につきましては、教育委員会事務局採用の職員でありますことから、令和3年3月31日付けで教育委員会

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

田中満明教育総務室参事

において退職発令を行うものでございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第11号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第8 議案第12号「吹田市教育委員会事務局職員の職種に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第8 議案第12号「吹田市教育委員会事務局職員の職種に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の75ページをお願いします。

この度幼稚園及び保育園におきましては、柔軟な職員配置を行えるよう、持続可能な職員体制を確保することを目的に幼稚園教諭と保育士を一体化した新たな職種である保育教諭を設定することとしております。職員の職種につきましては吹田市教育委員会事務局職員の職種に関する規則に定めがございまして、この件に伴い当規則の改正が必要となるものでございます。

議案書の77ページをお開き願います。

本件の内容でございますが、左側の欄に現行とありまして、下線を付しております教諭という文言を、右側の欄に移っていただきまして、改正案としまして、こちらにも下線を付しております保育教諭と改めるものでございます。

施行年月日は令和3年4月1日としております。

以上、簡単な説明ではございますが、御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第12号「吹田市教育委員会事務局職員の職種に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第9 議案第13号「吹田市立幼稚園の教育職員の時間外勤務、業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

湊崎雄作保育幼稚園室参事

日程第9 議案第13号「吹田市立幼稚園の教育職員の時間外勤務、業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書の81ページをお願いいたします。

本案の内容でございますが、この規則は吹田市立幼稚園に勤務する公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員の時間外勤務、業務量の適切な管理等について定めるものでございます。

第2条におきまして、教育職員に時間外勤務等を命ずることができる場合

といたしましては、公務のため必要がある場合で、園外保育その他幼稚園の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害の場合、園児の教育及び保育に関し緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合の必要な業務とするものでございます。

第3条では、教育職員の業務量につきまして、吹田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第2条及び第3条の規定によりまして、適切に管理しようとするものでございます。

第4条は委任事項といたしまして、この規則に定めるもののほか、教育職員の時間外業務、業務量の適切な管理等に関し、必要な事項は教育長が定めるものでございます。

附則といたしまして、この規則は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第13号「吹田市立幼稚園の教育職員の時間外勤務、業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を承認します。

次に、日程第10 議案第14号「令和3年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第10 議案第14号「令和3年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書83ページをお願いいたします。

吹田市立学校教職員の永年勤続表彰につきましては、吹田市教育委員会表彰規則第3条第1項第3号の規定、及び、吹田市立学校に勤務する府費負担教職員の永年勤続表彰の取り扱いについての細則に基づき、本市教職員として勤続満25年に達した者であって、勤務成績が良好である者を対象としております。

被表彰者の名前は、議案書の85ページに記載しておりますので、御覧ください。

本日時点での所属・職名を含めて申し上げますと、まず小学校です。次の5名になります。

吹田第一小学校、首席、山田康洋。千里第一小学校、校長、平山ちさと。山田第二小学校、養護教諭、首藤美薫。岸部第二小学校、校長、郷文子。片山小学校、校長、生駒靖子。

次に中学校です。4名です。山田中学校、校長、酒井睦美。竹見台中学校、首席、大庭圭一。南千里中学校、教諭、池森弥生。山田東中学校、校長、西田知子。

以上9名が対象者となっております。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

金崎栄一教職員課長

簡単な説明でございますが、該当者9名の表彰につきまして、御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第14号「令和3年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第11 議案第15号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

金崎栄一教職員課長

日程第11 議案第15号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」御説明申し上げます。

議案書87ページを御覧ください。

大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長の制度は、大阪府教育委員会が府内の公立小・中・義務教育学校において魅力ある学校づくりを進めるため、組織をまとめるマネジメント力と教育に対する熱意を持ち、柔軟な発想や企画力を活かした学校運営や学校の課題を解決できる優れた人材を幅広く募集し、選考するものであり、いわゆる民間人学校長の制度でございます。

この制度の活用につきましては、事前に府教育委員会から市町村教育委員会に意向調査があり、令和4年度に配置を希望する市町村教育委員会を明らかにした上で、公募にかけるというものです。

昨年度、令和3年度任用に向け、小学校校長の欠員状況を踏まえ、本市も同制度の活用を考え、小学校校長1名の任用を希望しましたが、選考の結果、任用には至りませんでした。なお、大阪府内では、他に枚方市が同制度を活用し、小学校校長1名が任用される予定となっております。

本市の令和4年度当初の管理職の状況につきましては、令和3年度末（来年度末）の定年退職予定の校長が、小学校で1名、中学校で5名の合計6名でございます。再任用校長を含めると、多くの退職者が見込まれておりますが、既に校長選考を合格し、今後、校長として任用を予定している人員の状況や、再任用校長の継続任用も見込みますと、令和4年度は充足する見通しでございます。

事務局といたしましては、吹田のなかで、地域に根差し、学校教育を支えてきた、熱意と能力を兼ね備える優秀な人材から、まずは、学校経営を任せてまいりたいと考えております。

従いまして、令和4年度任用の大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長につきましては、希望しないとの意向を持っております。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
谷口学教育長職務代理者
西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

－ 発言の取消 －

他にございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

全委員

西川俊孝教育長

異議なし。

異議なしと認め、議案第15号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第12 教育長報告を議題とします。

内容は、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」です。

まずは、学校教育部から説明してください。

中西多恵子学校教育部次長学校教育部室長兼務

学校教育部から、緊急事態宣言解除後の小中学校の教育活動について御報告いたします。

恐れ入りますが、議案書91ページを御覧ください。

現在、各校におきましては、感染防止対策を継続しながら、課外クラブ・部活動も含め、通常の教育活動を実施しております。

中学校では、2月の私立高校入試、公立高校特別選抜、3月の公立高校一般選抜について、いずれも感染の影響を受けることなく、無事に終了いたしました。

小学校では、宣言期間中であつたため予定していた日程で修学旅行に行けなかった学校が1校ございましたが、宣言解除後に、遠方に日帰りを実施いたしました。また、3月に2校が5年生の林間学習を実施いたしました。

今年度の宿泊行事全体は、小中学校全校で合計82の行事が計画されておりましたが、小学校の修学旅行が1、林間学校が10、計11の宿泊行事が中止となり、中止となった学校のキャンセル料等につきましては、市で負担いたしました。

卒業式につきましては、中学校は3月12日、小学校は19日に終了いたしました。今年度も前年度に引き続き、内容を精選した形式で行い、感染リスクが高い合唱についても行わず、時間も短縮いたしました。

入学式についても同様な形とはなりますが、児童生徒を温かく迎えられる式となるよう各校計画を進めております。

来年度の学校行事はじめ、教育課程の編成につきましては、今年度の状況を踏まえ、臨時休業等の不測の事態が生じることも視野に入れ計画する必要があります。GIGAスクール構想でのオンライン学習も想定した上で指導内容の重点化を図り、児童生徒にとって本当に大切なことは何かを見極めつつ、適正で、より効果的な教育活動の実施に努めるよう、指導を行ってまいります。

西川俊孝教育

次に、地域教育部から説明してください。

道場久明地域教育部次長
放課後子ども育成課長事務取扱

地域教育部所管施設等の新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、恐れ入りますが、議案書の92ページを御覧いただきますようお願いいたします。

2月の緊急事態措置の区域解除後の状況につきまして、資料左側縦軸に施設事業ごとにナンバーを付しておりますが、前回2月10日の定例教育委員会会議におけます教育長報告にて御報告させていただきました開館状況等の内容から、主に変更した部分につきまして御報告を申し上げます。

ナンバー1の地区公民館につきましては、利用者の方に対しまして、より

感染対策の徹底をお願いした上で、3月1日から開館しております。

ただし、主催講座の開催につきましては3月8日からの再開とさせていただいたところでございます。

次にナンバー2の図書館につきましては、緊急事態宣言中におきましても利用の制限を行いつつ開館しておりましたが、解除後の3月1日からは、来館者の資料閲覧・在館時間を30分から1時間に緩和しております。施設の開館時間につきましては、それまで午後1時30分から2時までの30分間を、消毒・書架整理のための作業時間として一時閉館しておりましたが、これを取りやめまして、午前10時から午後5時30分まで継続して開館いたしております。

ただし重症化リスクのある方の推奨時間帯につきましては引き続き設けております。

また、木曜日・金曜日の夜間開館につきましては、午後5時30分から6時までの30分間は消毒・書架整理のため一時閉館し、午後6時から8時まで開館しております。それまでは予約の貸出のみとしておりましたところ、3月1日からは、昼間と同様、本棚から本を選んだり、座席数を縮小した中ではございますが閲覧も可能としております。

ナンバー3の博物館につきましては、図書館同様、3月1日からは開館時間と入館者区分の見直しを行いまして、開館時間中におけます消毒作業の一時閉館の時間帯をなくし、午前9時半から午後5時15分まで通常どおり継続して開館しております。

次に青少年関係施設の対応状況につきまして、ナンバー7の自然体験交流センターは日帰り利用のみとして制限しておりましたが、3月1日からは、宿泊利用を再開しております。

ナンバー8の自然の家につきましては、本館の空調設備とトイレの洋式化の工事のため、2月末まで休館しておりましたが、この度無事に工事を終えまして、3月からは通常どおり開館しております。

ナンバー9の青少年クリエイティブセンターにつきましては、午後8時までとして利用時間を短縮しておりましたが、3月1日からは、本来の閉館時間でありまして午後9時までに戻しまして、制限を解除して開館しております。

なおナンバー11、ナンバー12の太陽の広場、学校開放につきましては、地域の実情に合わせて、新学期から通常どおり実施再開を予定しているところでございます。

地域教育部所管施設等の対応状況につきましては、以上でございます。

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

太陽の広場と学校開放は、地域の実情に合わせて順次開催しますということなのですが、その地域の実情というのは、こういった実情があるのか説明してください。

具体的にはどのようなことかということですね。

地域の実情といたしますのは、例えば36小学校全て太陽の広場を実施して

西川俊孝教育長
和田光代委員

西川俊孝教育長
前田隆男青少年室長

いるのですけども、児童数とか、それから空き教室が確保できる・できないというのがございまして、実施回数は多いところで週5日実施しているところもございまして、少ないところであれば月に1回というところもございまして。

これらの事業は、市の職員が直接実施するのではなくて、地域のボランティアの方々の御協力を得ながら実施しております。

ですので、その地域によってそのボランティアの方が多いところ・少ないところ、あるいは、児童数の多い・少ないによって、回数が違うということもございまして。また今回コロナの感染状況もございまして、ボランティアの方の中にも、ちょっと遠慮しておきたいという方もいらっしゃいます。

安達友基子委員

先ほどオンライン学習も想定した上でということでお話があったと思うのですけれども、タブレットが一人1台というのは、おそらくもう、ほとんどの子供に行き渡っていると思うのです。

学校では、一部の授業でそのタブレットを使って、子供たちが楽しくやっているのだと思うのですけれども、もしかしたら一部の学校ではされていなくてもいいのですけれども、タブレットを持ち帰って、そのタブレットを使って、オンラインで学校とつなぐとか、まだそこまでの状況には至っていないところがたくさんあるのではないかと思います。

次、また小学校一年生で新たに入ってくる子供たちがいるので、その子供たちのW i F iの環境がどうなのかというのも、きっとこれからされるのだと思うのですけれども、ちょっとウイルスの方も変異型だと子供も結構感染するとか、そういう話も出てきたりしているのです、本当にどうなるかわからないということも想定した上で、いつ休校になっても、パッとつながれるように、ちょっとそのスピード感というのですかね、持った上で対応いただけたらなと思います。

大江慶博教育監

今御質問のあった件は、議会でもいろいろと御指摘いただいている意見でございまして、実際にタブレットの持ち帰りは今年度中に全ての学校でやっておりまして、一旦W i F i環境の確認等もさせていただいております。

ただ通信状況の障害であるとか、様々なシステムがまだフル稼働できていませんが、年度内にそのことについては解決を図って、今御指摘いただいたようなことについても視野に入れて、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

西川俊孝教育長

他にございせんか。

西川俊孝教育長

御意見がないようですので、これで教育長報告を終わります。

市川泉教育政策室参事

恐れ入りますが、追加議案を5件、提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございせんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、追加日程第1から第5として議題とすることといたします。

議案を配布してください。

— 議案書配布 —

西川俊孝教育長

それでは、追加日程第1 議案第16号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会規則を廃止する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田隆男青少年室長

追加日程第1 議案第16号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会規則を廃止する規則の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書1ページをお願いします。

まず、規則の廃止に係る経過でございますが、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館につきましては、現在、青少年活動サポートプラザの業務のうち、学習室の受付、フリースペースの運営などの青少年交流活動支援事業を業務委託として、また、貸館や警備、清掃、駐車場管理などの施設の管理は、指定管理者制度により、運営を行っています。

委託事業者・指定管理者はそれぞれ選定委員会を設けて選定してまいりましたが、令和3年2月定例教育委員会会議で、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例の改正によって、青少年交流活動支援業務は指定管理業務と一体化し、令和4年度からの次期指定管理者の業務とすること、また、この改正に伴い役割を終えました委託事業者選定委員会を廃止するため、執行機関の附属機関に関する条例の一部改正を提案させていただきまして、御承認をいただいたところでございます。

その後、これらの条例改正につきましては、令和3年2月吹田市議会定例会に提案し、御議決をいただきましたので、これを受けまして、委託事業者選定委員会規則を廃止するものでございます。

施行日は、交付の日でございます。

以上、簡単な説明でございますが、御審議賜りまして、原案通り御承認いただきますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長

それでは、この件について、質御問・御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認してよろしいですか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第16号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会規則を廃止する規則の制定について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、追加日程第2 議案第17号「吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

大平香代中央図書館主幹

追加日程第2 議案第17号「吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本案の提案理由でございますが、健都ライブラリー開館により市内の図書館網の整備が一定完了し、図書館利用不便地域がほぼ解消されることから、

自動車文庫を廃止することにより、規則の一部を改正するものでございます。

また、北千里小学校跡地複合施設に設置する北千里図書館の一部の業務について指定管理者制度を導入すると定めたことにより、同施設の開館時間を定める必要があるため、規則の一部を改正するものでございます。

規則改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが議案第17号の吹田市立図書館の管理運営に関する規則現行・改正案対照表を御覧ください。

改正案第2条につきましては、施設名称の記載について整理を行うものでございます。

改正案第3条につきましては、文言等の整理を行いますとともに、北千里図書館の開館時間について定めるものでございます。

改正案第5条につきましては、自動車文庫による貸出しについて記載した第2項を削るものでございます。

附則でございますが、議案書の7ページを御覧ください。

この規則は、令和4年（2022年）11月22日から施行することといたしております。ただし、第5条の改正は、令和3年（2021年）9月1日から施行することといたしております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただきまして、議案のとおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長
谷口学教育長職務代理者

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

9月からは自動車文庫が廃止になるということなのですが、各学校等も回られたりして、活用されてきたと思うのですが、自動車文庫廃止後の、いろいろな形で今まで出来ていたことが出来なくなることが出てくると思うのですが、そういったことに対する補完的なあるいはその新しい展開としては、どのように考えていますか。

大平香代中央図書館主幹

今後、自動車文庫廃止後の展開ですが、図書館の子供読書活動支援の総合窓口として、子供読書活動支援センターの機能を新たに設けることを考えております。

その柱となるのは、図書館と学校間に、定期的に確実に連絡便を運行し、学校側の要望を聞きながら、子供の読書活動や調べ学習で使用する資料を提供していくことを考えております。

そのほかにも、先生や読書活動支援者への研修や、市民向けの出前講座講師派遣等にも、さらに力を入れていき、資料の提供だけでなく、幅広く情報提供を行うことで、子供の読書活動を支援してまいります。

そういった要望に対して、総合的に受け付け、また、サービスをしていく機能として、今回、子供読書活動支援センター機能を設置したいという考えでございます。

谷口学教育長職務代理者

その子供読書活動支援センターという機能は、要するに、今までの自動車文庫がなくなってしまう代わりに、知的ないろいろな形での情報提供機能を中央図書館に置いて、小中学校全校に提供していただいて、読書活動支援者であったり、学校の図書関係の先生方にも情報を出していく。あるいは、講

演会等もされるのですか。

大平香代中央図書館主幹

今までも実施していたところではございますけれど、自動車文庫を廃止する事で、その分を子供読書活動支援センター機能に注力し、さらに充実したサービスを推進していこうと考えております。

谷口学教育長職務代理者

吹田の図書館は非常に利用率が高いという話も、あちこちに書かれた情報として、そういう意味で有効性、市民が利活用しているということが、わかっているのですけども、いわゆる学校におけるその図書の活用というのはそういったところに出てきてないわけなのですよね。貸し出しとかそういったことに関して。今までは、これ出てきていたのですか。

大平香代中央図書館主幹

図書館統計で学校への団体貸出の数字を出しております。前年比で増加していております。

谷口学教育長職務代理者

これからも同じような形で、内容としては変わっても続けていかれるという理解でよいのですか。

大平香代中央図書館主幹

さらに力を入れていきたいと考えております。

西川俊孝教育長

他にございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認してよろしいですか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第17号「吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、追加日程第3 議案第18号「吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

大平香代中央図書館主幹

追加日程第3 議案第18号「吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本案の提案理由でございますが、江坂図書館において、江坂公園と一体的な施設運営を行うため、一部の業務に指定管理者制度を導入いたします。また、北千里図書館においても、児童センター及び地区公民館と一体的な施設運営を行うため、一部の業務について指定管理者制度を導入すると定めたことにより、両図書館の指定管理者の指定等に関し必要な事項を定めるため、規則の一部を改正するものでございます。

規則改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが議案第18号の吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則現行・改正案対照表を御覧ください。

題名につきましては、吹田市立図書館の指定管理者に関する規則に改めるものでございます。

改正案第1条につきましては、吹田市立図書館条例の一部改正に伴い、施設名称の記載について整理を行うものでございます。

改正案第3条につきましては、文言等の整理を行いますとともに、江坂図書館の指定管理者の指定期間についての第2項を加えるものでございます。

改正案第4条及び第6条につきましては、文言等の整理を行うものでございます。

改正案第7条につきましては、指定管理者候補者選定委員会の委員構成について、江坂図書館及び北千里図書館の項を加えるものでございます。

改正案第14条につきましては、文言等の整理を行うものでございます。

附則でございますが、追加議案書の13ページから14ページを御覧ください。

この規則は、令和3年（2021年）4月1日から施行することといたしております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただきまして、議案のとおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第18号「吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

次に、追加日程第4 議案第19号「吹田市北千里地区公民館の指定管理者に関する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

追加日程第4 議案第19号「吹田市北千里地区公民館の指定管理者に関する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書17ページを御覧いただきたいと存じます。

本案の提案の理由でございますが、吹田市公民館条例の一部を改正し、北千里小学校跡地複合施設内に、現在の北千里地区公民館を移転設置し、複合施設として一体的に融合した運営を図るため、その一部の業務について指定管理者制度を導入すると定めたことにより、同施設の指定管理者に関する事項を定める必要があるため、規則を新規制定するものでございます。

次に、規則の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが追加議案書19ページ、吹田市北千里地区公民館の指定管理者に関する規則（案）を御覧ください。

第1条につきましては、この規則は吹田市公民館条例の規定に基づき、北千里地区公民館の指定管理者の指定等について定めるものであることを明示するものでございます。

第2条につきましては、指定管理者の指定を受けようとする団体が、教育委員会に提出しなければならない書類について明示し、指定されたときの通知について定めるものでございます。

第3条につきましては、指定管理者の指定の期間を明示し、5年とするものでございます。

第4条につきましては、指定管理者の遵守事項を定めるものでございます。

第5条につきましては、指定管理者の指定の取消し等を行うときについての条件を明示したものでございます。

第6条につきましては、指定管理者が北千里地区公民館の管理を行う場合における吹田市公民館条例施行規則の読替えについて定めるものでございま

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

宮脇淳まなびの支援課主査

す。

第7条から第12条にかけましては、指定管理者候補者選定委員会の委員構成、会議の運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

新規制定の規則内容についての説明は以上となります。

附則でございますが、令和3年（2021年）4月1日から施行することといたしております。

ただし、第6条の規定は、令和4年（2022年）11月22日から施行することといたしております。

以上が、議案第19号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

市が直営でされる場合は、市が直営でも外部に委託される場合とか、それから指定管理にされる場合でも、いろいろな方式とか形式があると思うのです。その辺り、指定管理にされると、市民は、完全によくわからない外部の業者さんが運営を勝手にされるのではないかというような不安を覚えられると思うので、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

指定管理者制度にしても、結局、公民館としての活動に関しては、今までの他の公民館と同じような形で、企画運営委員会を作られたり、地域の意見を聞かれているというかたちは変わらないと理解したらよろしいわけですね。

そのとおりでございます。

他の地区公民館と同様に、館長、もしくは企画運営委員の方は直営で残しまして、主催講座の企画運営をやっていただきます。

施設の管理につきましては、指定管理者が行うということになっております。

他にございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第19号「吹田市北千里地区公民館の指定管理者に関する規則の制定について」を承認します。

次に、追加日程第5 議案第20号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

追加日程第5 議案第20号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

この規則は教育委員会の組織及び分掌事務を定める規則の一部を改正するもので、今回の主な改正内容といたしましては、校区の変更に関する業務を学校教育部学務課から学校教育部教育政策室へ移管するものでございます。

追加議案書25ページ吹田市教育委員会事務局組織規則現行・改正案対照表の右手、改正案を御覧ください。

西川俊孝教育長
福田知弘委員

谷口学教育長職務代理者

宮脇淳まなびの支援課主査

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

市川泉教育政策室参事

第4条第3項第2号におきまして、学務課の分掌事務のうち、通学区域を児童及び生徒の指定校変更と改めるものでございます。

また、第4条第4項第8号におきまして、通学区域の設定に関する事項を教育政策室の分掌事務といたします。

その他、所要の規定整備を行うものでございます。

附則でございますが、施行年月日は令和3年4月1日としております。

以上簡単な説明ではありますが、御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
谷口学教育長職務代理者

それでは、この件について、御質問・御意見はございませんか。

今までは、学務課がやっていた通学区域の設定に関する事項を、要するに教育政策室に変えると。そうしたら、そういったことを周知徹底していくことに関しても、教育政策室が担当するのですか。実務は誰がするのですか。地域の線引きとか、要するに校区を決めるのは教育政策室で担当するというように変わって、運営とかそのようなことに関しては、どこがするのですか。

市川泉教育政策室参事

校区の変更につきましては、学校規模と不可分でありますことから、市全体のバランスを見ながら決めていくことが必要になります。

その事務に関しましては、教育政策室で受け持つということになりました。

実際、校区が決定されて、この学校があなたの学校ですよという、入学案内などの事務につきましては、今までどおり学務課で行うということでございます。

谷口学教育長職務代理者

全市的な形での学校区の変更を考える時には、教育政策室がした方が好ましいということからこうなったのですか。

植村誠教育政策室長

現在35人学級それから過大校対策ということで、それらの検討に入っております。

最終的には、それらの事案については、教育政策室で考えていくという趣旨でございます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員

他にございませんか。

それでは、この件を承認してよろしいですか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第20号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

西川俊孝教育長

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後4時30分